平成２９年（フ）第１４０４号
札幌市西区西野１条２丁目５番20―203号
債務者　小川　信之
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０９号
札幌市東区北39条東１丁目１番８号　パレス38―105号
債務者　齊藤　保男
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１４号
北海道江別市緑町西１丁目25番地の５　アーバン緑町202
債務者　中嶋由香里
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１５号
札幌市北区屯田４条１丁目１番50―204号
債務者　山谷詩央里（旧姓酒谷）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１６号
札幌市中央区宮の森２条10丁目３番10号　宮ノ森２条マンション301号
債務者　原　　美幸（旧姓南山）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２０号
札幌市東区北28条東15丁目２番６号　クリスタルコート28―201号
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２１号
札幌市東区北７条東13丁目１番25号　ハイツ高橋203号
債務者　遠藤　廸治
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２５号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目８番９号　パレドール新札幌Ｂ206
債務者　西條　孝彦
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２６号
札幌市東区北37条東２丁目１番13号　ベル東麻生201号
債務者　山本　一徳
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３０号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目５番２号
債務者　小玉　　築
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３１号
札幌市東区北45条東14丁目２番３号　あおい栄町館
債務者　杉澤　和男
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３６号
札幌市中央区大通西24丁目１番12―301号
債務者　渡辺　　学
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３７号
北海道北広島市美沢３丁目１番地16　藤ハイツ第１　102号
債務者　竹内　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４４３号
札幌市東区北34条東10丁目１番５号　山王ハイツＤ105号
債務者　西尾まゆみ（旧姓佐藤・中村）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５９号
北海道北広島市大曲柏葉４丁目５番地17
債務者　虫狩　鋼平（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７６号
札幌市東区北13条東２丁目１番８―102号
債務者　髙梨　大輔
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９４号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目２番34―203号
債務者　貫地谷美由紀
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部